

会 務 月 報

第325号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成22年3月 通常理事会概要

1. 日 時 平成 22 年 3 月 5 日 (金) 13:30～15:40

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34 名

出席者数 34 名

(内、表決委任状提出者 11 名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、外木場久雄
八島英孝

専務理事 高津充良

常任理事 木村 旭、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉
山田美光

理 事 秋野卓生、上野浩也、上原伸一、大野和男
計良光一郎、須賀川勝、野呂幸一

水谷達郎、水庭武宣、宮原克平、横須賀満夫

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

鈴木誠一副会長、北野芳男常務理事、佐野吉彦常任理事

理事: 浅野善治、河野久、定行まり子、馬場錬成、村山高文
森野美徳、山中保教、割田正雄

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長

吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、宮原克平理事、横須賀満夫理事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成 22 年 2 月 19 日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局より次の事項の説明がなされた。

①平成 22 年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員の決定の件

事務局より、2 月 19 日の常任理事会で決定した平成 22 年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員について資料 1 によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、日事連建築賞の応募数の増加方策について常任理事会、総務・財務委員会での意見を踏まえて、日事連建築賞選考委員長との協議の結果、応募資格者を次のとおり変更した。

「応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第 1 次審査で第 2 次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか又は単位会に入会申請をすることを条件として応募を認める。」こととした。

また、選考委員会委員では 2 名の変更を行った。(新)小玉祐一郎(神戸芸術工科大学デザイン学部教授)、富永譲(法政大学デザイン工学部教授)、(旧)小林志朗(小林設計一級建築士事務所代表)、酒井寛二(中央大学専門職大学院国際会計研究科教授)。その他年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。

議長より、常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 第 53 回通常総会議案の承認の件

①平成 22 年度事業計画の承認の件(第 1 号議案)

各常置委員会委員長、専門委員会委員長、専務理事より、資

料2-1によって平成22年度の事業計画案について次の趣旨の説明がなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行くとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

主な事項としては、管理建築士講習及び建築士事務所に属する建築士のための定期講習の実施協力機関としての実施、建築士事務所に対する苦情の解決業務の実施、改正建築士法等の周知及び日事連の役割・建築士事務所の業務についての広報活動、建築士事務所キャンペーン事業、適合証明技術者の新規・更新登録の受付の実施とそれに伴う講習の実施及び適合証明技術者への業務調査の実施等の事業を実施する。

議長より、平成22年度事業計画案について諮ったところ異議なく、これを承認し、第53回通常総会で第1号議案として提案することを決定した。

②平成22年度収支予算の承認の件(第2号議案)

平成22年度収支予算案について一般会計及び2つの特別会計の各科目の収支予算案について資料2-1、2-2、2-3によって事務局より説明がなされた。3会計の収支予算案の合計は、事業活動収入では、会費収入179,160,000円、事業収入236,270,000円、雑収入3,610,000円、特定預金取崩収入40,050,000円、合計459,090,000円となっている。事業活動支出では、事業費359,100,000円、管理費97,030,000円、特定預金支出58,040,000円、合計514,170,000円となり、予備費支出は8,920,000円、前期繰越収支差額64,000,000円となっている。

議長より、平成22年度収支予算案について諮ったところ異議なく、これを承認し、第53回通常総会で第2号議案として提案することを決定した。

なお、関連して、前期繰越収支差額が64,000,000円となっているが、この額を予備費として支出科目に計上できないかと

の発言があったが、次年度以降のより適切な計上方法については今後の課題とすることとした。

3) 第53回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、資料3により次の通り説明がなされた。

今回の会場は前年度から変更になった。

平成22年3月30日(火) 会場：ホテルリゾル竹芝

11:00～13:15 3月常任理事会(16階・憩)

13:30～15:30 第109回建築士事務所協会全国会長会議(14階・天平の間)

15:40～16:20 第53回通常総会(平成22年度予算総会)(14階・天平の間)

16:30～17:10 第36回日事政研総会(14階・天平の間)

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3のとおりこれを承認した。

4) 定款施行細則の一部変更の承認の件

山田総務・財務委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

現行の定款施行細則に記載されている「構成員」の定義の整備及び特別委員会、専門委員会の委員には専門的な知識と経験を有している人材を幅広く活用できる委員会組織の整備を図ることを目的として必要な定款施行細則の一部変更を行う案が資料4である。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、定款施行細則の一部変更の承認がなされ、平成22年4月1日より施行することとした。

5) 就業規程の一部改正の承認の件

山田総務・財務委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

現在の就業規程は平成2年1月に制定以来、土曜日を休日とする必要最小限の改正しか行っておらず、社会の労働情勢の変化等への対応措置がなされないまま今日に至っている。また、労働基準法、母子保健法、育児・介護休業法及び高齢者雇用安定法等の法律に則した規程となっていないため、今日の情勢に合った就業規程に改正する必要がある。今回の主な

改正点は次の7項目である。

①60歳定年退職後、65歳までの継続雇用制度の導入(高年齢者雇用安定法)、②産前6週間の休業を、多胎妊娠の場合は14週間の休業に改正(労働基準法)、③妊娠中または出産後の母性健康管理のための休暇等の制定(母子保健法)、④産婦の育児時間の制定(労働基準法)⑤育児休業、介護休業、子の看護休暇、育児・介護のための短時間勤務等の制定(育児・介護休業法)、⑥病気休暇、夏季休暇の明記、⑦年次有給休暇の付与日数の改正

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、就業規程の一部改正の承認がなされ、平成22年4月1日より実施することとした。

6) 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書の承認の件

専務理事より、次の趣旨の説明がなされた。

資料6-1は建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書(案)であり、資料6-2は同報告書の検討状況と建築基本法構想の動向についてまとめた参考資料である。同報告書は昨年11月から12月にかけて中間報告(案)として、常任理事会、理事会等へ報告し、それに対して意見が出された。その意見を基にして建築設計制度等対応特別委員会基本法部会で修正、追加を行い最終報告書としてまとめたものであり、建築基本法制定に向けた4つの提案を主な骨子としてまとめている。①設計等を機能的に統括する中心的役割を担う建築士事務所を事業者として法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定すること、②専門分化の進展に対応するために、建築に関わる専門技術者が、建築士のもとで部分的な設計を行える仕組みを導入すること、③設計等業務に関する民間専門家等と行政との役割分担を明確化すること、④関係者のうち建築主及び建築に関わる事業者の責務と役割は、特に明確にすること、である。本日の通常理事会での承認を得て報告書として本年3月末までに国に提出する予定である。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、

これを承認した。

7) 岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更の承認の件

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度に行う適合証明技術者の岐阜県での新規・更新登録の受付業務については、平成20年度と同様に日事連が(社)岐阜県建築士事務所協会と登録業務委託契約を締結して実施する。当受付業務を実施するにあたっては、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費率等の見直しに伴い、(社)岐阜県建築士事務所協会の委託業務に係る委託費のうち、登録事務費を変更したい。

①登録事務費(変更)・登録料1件10,500円(税込)につき、会員団体への委託費が引き下げられたことに伴い、委託費を変更前4,000円から3,000円に変更する。(会員団体は4,500円)

②適合証明技術者実務手引き(従来通り)・卸値1冊につき定価の0.9掛け(会員団体は定価の0.7掛け)

③適合証明等業務登録標識(従来通り)・卸値1枚につき定価の0.9掛け(会員団体は定価の約0.44掛け)

④講習の受講料(従来通り)・受講料は5,250円(会員団体も同額)※受講料は、会場費、広報費及び人件費等に充当する。

なお、常任理事会では(社)岐阜県建築士事務所協会がこの条件で登録業務委託契約を締結しない場合は、岐阜県では新規・更新登録の受付業務を実施せず、岐阜県での新規・更新登録希望者は、隣県の建築士事務所協会での新規・更新登録手続きを行うことを方針とした。

議長より、同議案及び方針の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 建築確認手続き等の運用改善の方針について

専務理事より、資料8によって次の趣旨の報告がなされた。

本年の1月22日に国土交通省から建築確認手続き等の運用改善の方針が示された。

今回は法律改正が伴わない運用改善となっている。運用改善

の内容については建築基準法施行規則及び関係告示等の改正として反映される。これらの改正は3月末を目途に公布され、6月に施行される予定である。また、運用改善の内容については、パブリックコメントの意見募集がなされ、締切が2月21日であった。本会では、改善内容に対する意見について、業務・技術委員会、構造技術専門委員会で検討するとともに単位会にも意見を求めた。単位会からの意見では法律改正が伴う意見が多くあり、そのほとんどが今回のパブリックコメントの対象とはならなかった。構造技術専門委員会での意見の一部は定義を厳密にし、申請図書の補正及び軽微な変更等について事例の列举を多くしてほしい旨の意見があったが、業務・技術委員会では、事例の列举は、その事例以外は認められなくなる可能性がある。現状では実態的に弾力的な運用がなされているので、むしろ個別の事情に応じて弾力的な運用を求めるべきであり、定義の厳密化と事例の列举の意見については、硬直的な運用になる可能性があるため、構造技術専門委員会と調整し、理解を得た。これらの経緯を踏まえ、本会としての意見をまとめた。主な項目は、①建築基準法等の抜本改正検討の確実な実施、②改善・改正内容に対する設計実務者側との事前調整、③今回の改善措置の実行性が上がるようなきめ細かい対応として5項目について、それぞれの改善意見をまとめた。日事連の意見としてまとめた資料を2月22日に国土交通省に会長が意見書として提出した。なお、今後行われる建築基準法の改正に係る国の「(仮称)建築基準法等制度見直し検討会」の委員として連合会からは三栖会長が参加するとの報告がなされた。

2) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について

事務局より、資料9によって次の趣旨の報告がなされた。
平成22年1月12日及び2月12日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者小川俊一及び当該適合証明技術者が所属する(株)ターブルランニング(開設者 野上一夫、事務所所在地・神奈川県)に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったため1月18日付けで登録を取消し、同日より5年間の

再登録禁止処分を行った。また、適合証明技術者小村敏夫及び当該適合証明技術者が所属する(有)未来工房(開設者 小村敏夫、事務所所在地・兵庫県)に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったこと及び適合証明業務に関する帳簿、関係書類を適切に保管していなかったため2月16日付けで登録を取消し、同日より2年間の再登録禁止処分を行った。なお、両事務所ともそれぞれの建築士事務所協会の会員である。また、国土交通省には小川俊一及び小村敏夫の処分については報告した。

3) 民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について

専務理事より、資料10によって次の趣旨の報告がなされた。
昨年の1月7日に新しい業務報酬基準が告示され、建築関係団体では新業務報酬基準の遵守等について自治体に対し6月29日より全国的に共同要望活動を実施するとともに、7月には中央の12府省へ要望活動を行った。

民間団体への要望活動としては、11月30日の通常理事会で民間団体への周知を図るべきではないかとの提案、決定に基づき、広報・渉外委員会での検討を経た後、12月21日から12月24日にかけて日事連は、民間団体8団体(日本商工会議所、不動産協会、全国宅地建物取引業協会連合会、住宅生産団体連合会、日本損害保険協会、生命保険協会、全国信用金庫協会、日本経済団体連合会)に対し、三栖会長はじめ役員等が当該団体を訪問し、民間建築物の設計等業務発注にあたり、新しい業務報酬基準についての理解とそれぞれの団体の会員への周知について要望した。

4) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果報告について

山本全国大会運営特別委員長より、昨年10月9日に開催した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果について、大会参加者1,684名、パーティ参加者505名、収支結果は52,751,102円となった旨の報告が資料11によってなされた。

5) 第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について

第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について、資

料 12 によって次のとおり報告がなされた。

委員長 三栖邦博(日事連会長・東京会会長)、副委員長 大内達史(東京会会長代行)、

委員・外木場久雄(日事連副会長・兵庫会会長)、西倉努(東京会副会長)、吉川昭(神奈川会副会長)、小林忠志(神奈川会副会長)、宮原克平(埼玉会会長)、中澤茂(埼玉会副会長)、高木憲一(千葉会副会長)、宮下登久子(千葉会副会長)

6)平成 22 年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成 22 年度の主な会議日程(予定)について資料 13 によって事務局より報告がなされた。

7)会員・構成員異動報告

平成 21 年 11 月末日から平成 22 年 1 月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料 14 の通り。

平成 21 年 11 月 30 日現在

正会員 46 団体、構成員 14,888 事務所、賛助会員 4 社

平成 21 年 12 月 31 日現在

正会員 46 団体、構成員 14,894 事務所、賛助会員 4 社

平成 22 年 1 月 31 日現在

正会員 46 団体、構成員 14,905 事務所、賛助会員 4 社

<配付資料>

資料 1:平成 22 年度日事連建築賞の募集要項改正について

資料 2-1:第 53 回通常総会議案書

資料 2-2:平成 22 年度収支予算書(案)説明書

資料 2-3:平成 22 年度収支予算内訳書(案)

資料 3:第 53 回通常総会及び第 109 回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料 4:定款施行細則の一部変更について(案)

資料 5:就業規程の一部改正について(案)

資料 6-1:平成 21 年度建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」報告書(案)

資料 6-2:補助事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況と建築基本法構想の動向について

資料 7:岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更に
ついて(案)

資料 8:建築確認手続き等の運用改善の方針について

資料 9:独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所の登録
取消しと再登録禁止の処分通知

資料 10:民間団体に新しい業務報酬基準の周知について要望

資料 11:第 34 回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業報告

資料 12:平成 22 年度・第 35 回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について

資料 13:日事連・平成 22 年度主な会議日程(予定)

資料 14:会員・構成員異動報告書

■第7回総務・財務委員会概要

日 時 平成 22 年 2 月 16 日(火)13:30～15:25

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委員 岡本 賢、山田清治、大旗 健、井上精二

担当副会長 本澤宗夫

事務局 北野常務理事、恩田、前田、松谷

欠席者 佐藤 誠、高橋祥治

1. 議事

(1)平成 22 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

①平成 22 年度事業計画案について

日事連全体の平成 22 年度事業計画(案)について、資料 1 により次の趣旨の概要説明がなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行くとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

続いて、総務・財務に関する事業計画として以下の趣旨の説明がなされた。

法定団体として自律的な監督体制を確立に向けて、構成員の更なる増強に努め組織の拡充に取り組む。また、日事連建築賞では募集要項の一部見直しや積極的な広報活動等を行うなどして賞の魅力を PR し応募を促し、構成員の増強に繋げたい。これらを踏まえ、次の事業を実施する。

1) 構成員の増強等組織の拡充

- ・講習の企画実施を通じた事務所協会の紹介や加入促進^{パンフ}の配付、キャンペーン事業の実施等、あらゆる機会を通じた建築士事務所の加入促進

2) 日事連建築賞の実施

3) 第 35 回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施

- ・平成 22 年 10 月 1 日(金)於：東京

4) 公益社団法人または一般社団法人への移行の調査・検討

5) 日事連の運営に関わる諸規程等の整備

6) 各種保険制度の運営

協議の結果、平成 22 年度事業計画案について、資料 1 のとおり常任理事会に提案することとした。

②平成 22 年度収支予算案について

平成 22 年度の一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計収支予算案について、資料 1 により説明がなされ、協議の結果、原案を了承し常任理事会に提案することとした。

なお、平成 22 年度より、事務所費・人件費の各会計の案分率を一般会計 80%、福利厚生特別会計 5%、適合証明業務登録機関特別会計 15%とした。3 会計の収支予算案の合計は以下のとおり。

事業活動収入では、会費収入 179,160,000 円、事業収入 236,270,000 円、雑収入 3,610,000 円、特定預金取崩収入 40,050,000 円、合計 459,090,000 円。事業活動支出では、事業費 359,100,000 円、管理費 97,030,000 円、特定預金支出 58,040,000 円、合計 514,170,000 円となり、予備費支出は 8,920,000 円、前期繰越収支差額は 64,000,000 円となっている。

(2) 日事連建築賞の募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員

について

前回 11 月の総務・財務委員会で検討した意見を踏まえた募集要項の一部改正及び委員の変更案について説明がなされ、協議の結果、資料 2 のとおり常任理事会に提案することとした。主な改正点は以下のとおり。

1) 応募の増加及び会員増強のため、応募時の条件を次のように緩めたこと。

「応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第 1 次審査で第 2 次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募を認める。」

2) 委員について、小林志朗氏及び酒井寛二氏を小玉祐一郎氏及び富永譲氏に交代し、他の委員については従来通りとしたこと。

3) 対象建築作品竣工日、応募期限、単位会の応募数の基準となる会員数の期日及び表彰日について、年度が変わることによる日付の変更を行ったこと。

委員から賞金の額を上げることは考えられないかとの意見が出されたが、これに対し、多少金額が上がっても応募の動機付けにはならないのではないかとの意見が大勢を占めた。

(3) 定款施行細則の一部変更について

事務局より、資料 3 によって定款施行細則の一部変更について次の趣旨の説明がなされた。

現行の定款施行細則に記載されている「構成員」の定義の整備及び特別委員会、専門委員会の委員には専門的な知識と経験を有している人材を幅広く活用できる委員会組織の整備を図ることを目的として必要な変更を行う。

相談役の就任期間については、今回制限を設ける理由について委員から質問があり、事務局から、常任理事会で相談役の就任期間は 6 年までとするとして内規で運用してきたため、この機会に施行細則で明記することとした。

協議の結果、資料 3 のとおり原案を常任理事会に提案することとした。

(4) 就業規程の一部改正について

就業規程の一部改正について資料4により次の趣旨の概要説明がなされた。

現在の就業規程は平成5年の休日の改正以来、改正していない。それ以降、労働基準法等の法律改正が行われ、今日の情勢に合った就業規程とするため、前回までの委員会で検討した次の事項について見直しを行う。

- ①60歳定年退職後、65歳までの継続雇用制度の導入(高年齢者雇用安定法)
- ②産前6週間の休業を、多胎妊娠の場合は14週間の休業に改正(労働基準法)
- ③妊娠中または出産後の母性健康管理のための休暇等の制定(母子保健法)
- ④産婦の育児時間の制定(労働基準法)
- ⑤育児休業、介護休業、子の看護休暇、育児・介護のための短時間勤務等の制定(育児・介護休業法)
- ⑥病欠休暇、夏季休暇の明記
- ⑦年次有給休暇の付与日数の改正

協議の結果、資料4のとおり常任理事会に提案することとした。

- (5)第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果報告について

平成21年10月9日に開催した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果について次のとおり概要説明がなされた。

大会参加者 1,684名、パーティ参加者 505名、収支決算は52,751,102円であった。

異議無く、資料5のとおり、事業報告書を常任理事会に提案することとした。

- (6)平成22年度の主な会議日程(予定)について

平成22年度の主な会議日程について資料6によって事務局より報告がなされた。

次回委員会開催予定

平成22年5月18日(火)13:30～16:00

(配付資料)

資料1:平成22年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

資料2:日事連建築賞の募集要項改正について、「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料3:定款施行細則の一部変更について

資料4:就業規程の一部改正について、就業規程新旧対照表

資料5:第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業報告書

資料6:平成22年度の主な会議日程(予定)

■第8回業務・技術委員会概要

[日時] 平成22年2月17日(水)14:00～16:10

[会場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤誠、伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠席者:宮崎清史

日事連事務局:高津、北野、恩田、戸谷、鈴木、千浜、今泉

(配付資料)

資料1-1:建築確認手続き等の運用改善の方針について

資料1-2:建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集について

資料1-3:確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

資料1-4:非常用の照明装置の構造方法を定める件等の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

資料2-1:単位会からの意見

資料2-2:構造技術専門委員会・意見

資料2-3:確認手続き等の運用改善の方針に対する意見(案)

議 事

1. 協議事項

- (1)建築確認手続き等の運用改善の方針と建築基準法施行規則の一部を改正する省令案等のパブリックコメントへの日事連の意見について

○事務局より資料 1-1～資料 1-3 により 1 月 22 日に公表された国交省の「建築手続き等の運用改善の方針について」及びパブリックコメントの募集について説明がなされた。

おもな内容は以下の通り。

- ・1/22 に四団体に対して「建築手続き等の運用改善の方針」について国交省より説明があった。建築基準法等に関するアプルグを行った後、法律の改正のないもので意見の一致しているものを緊急にとりまとめて運用改善案とした。構造計算適合性判定の対象建築物の緩和などは法改正が必要なので見送られたとのことであった。
- ・建築基準法の改正等については今後検討会をつくって検討する予定としている。

○事務局より資料 2-1～2-3 によりパブリックコメントに対する単位会からの意見、構造技術専門委員会の意見、日事連意見案が説明された。単位会意見は栃木、千葉、愛知会から提出されており、愛知会安藤委員が意見の趣旨について説明した。日事連としてまとめた意見の提出については、本日の業務・技術委員会で検討後、2 月 19 日の常任理事会に諮り、2 月 19 日中に国交省に提出、22 日に三栖会長が国交省に趣旨説明に向く予定としている旨、事務局より説明がなされた。

○構造技術専門委員会の意見の取り扱い、日事連意見案の検討を行った。

次のような意見が出された。

- ・確認申請の迅速化を図るには、構造計算適合性判定の対象建築物の見直しをすることと審査の仕方の問題を解決する必要がある。
- ・日事連の意見案と構造技術専門委員会の意見は少しスタンスのちがいがある。
- ・日事連の意見案では「基準を明確に」というより「実効性があるように」の方に重きがある。
- ・軽微な変更の取り扱いはかなり弾力的になってきている。軽微な変更のマニュアル等が出されるとそれ以外のものは計画変更になってしまうおそれがある。

○協議の結果、次のようにパブリックコメントをまとめ、提出することとした。

- ・構造技術専門委員会の意見は日事連の意見とスタンスの違う部分については表現を修正してすりあわせを図ってパブリックコメントを提出する。「定義を厳密に」などの表現を「柔軟な対応」などの表現にする。具体的な文言の修正については八島担当副会長が構造技術専門委員会の西委員長と調整する。
- ・日事連の意見案については、実務者団体との継続的な協議の場を設けること、個別の状況に照らして法の趣旨に則り柔軟な対応を要望すること、1 地域に複数の機関が指定されるよう指導いただきたいことなどの項目を付け加えることとした。

(2) その他

○第 7 回業務・技術委員会で工事請負契約約款委員会より依頼された履行遅滞・違約金に関する事例収集の状況について確認した。現在、千葉会より 1 件、京都会より 1 件、愛知会より 1、2 件の事例の提出予定があるとの報告があるが、第 1 回締め切りが 2/20 であるので他に事例のある会があれば提出してほしい旨、事務局より再度依頼された。

◎次回委員会 平成 22 年 4 月 20 日 (火) 14:00～16:30

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成 22 年

4 月 16 日 全国大会実行特別委員会

20 日 業務・技術委員会

26 日 教育・情報委員会

28 日 建築設計制度等対応特別委員会

5 月 11 日 指導運営委員会

■3月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年3月1日～3月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	629	- 1	5,307	11.9	212	- 8	33.7
青 森	145		1,166	12.4	30	- 2	20.7
岩 手	255	- 5	1,238	20.6	57	+ 1	22.4
宮 城	274	+ 6	2,516	10.9	53		19.3
秋 田	176		1,372	12.8	43	+ 1	24.4
山 形	191		1,535	12.4	47	- 1	24.6
福 島	197		1,972	10.0	47		23.9
茨 城	501		2,687	18.6	133	- 2	26.5
栃 木	173		1,706	10.1	91	- 1	52.6
群 馬	175		2,203	7.9	91	- 1	52.0
埼 玉	575	- 1	5,990	9.6	102	- 1	17.7
千 葉	407	- 3	4,248	9.6	94	- 2	23.1
東 京	1,399		17,783	7.9	349	- 9	24.9
神奈川	792	+ 1	7,093	11.2	147	- 5	18.6
新 潟	280		2,827	9.9	102		36.4
長 野	519	- 13	2,690	19.3	116	- 1	22.4
山 梨	113	- 3	1,008	11.2	12	- 1	10.6
富 山	291		1,498	19.4	54		18.6
石 川	261		1,345	19.4	50	- 1	19.2
福 井	274	+ 1	1,158	23.7	59	+ 1	21.5
静 岡	562		3,834	14.7	132	- 3	23.5
愛 知	628	- 1	5,849	10.7	129	- 11	20.5
三 重	179	- 5	1,596	11.2	63	- 1	35.2
滋 賀	202		1,413	14.3	35	- 3	17.3
京 都	270		2,546	10.6	77	- 2	28.5
大 阪	1,005		7,489	13.4	173	- 8	17.2
兵 庫	503		4,388	11.5	119	- 5	23.7
奈 良	120		1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	26	+ 1	22.0
鳥 取	79		609	13.0	42		53.2
島 根	154		845	18.2	61		39.6
岡 山	450		1,807	24.9	57	- 3	12.7
広 島	384		2,852	13.5	115	- 1	29.9
山 口	116		1,500	7.7	37	- 2	31.9
徳 島	104		1,110	9.4	13	- 1	12.5
香 川	101	- 4	1,424	7.1	17		16.8
愛 媛	126	- 5	1,456	8.7	23	- 2	18.3
高 知	149		842	17.7	16	- 1	10.7
福 岡	520		4,808	10.8	135	- 1	26.0
佐 賀	171		731	23.4	29	- 1	17.0
長 崎	234	+ 7	1,057	22.1	41	- 1	17.5
熊 本	227		1,733	13.1	81	+ 1	35.7
大 分	208	- 4	1,213	17.1	36	- 1	17.3
宮 崎	137	- 3	1,395	9.8	66		48.2
鹿児島	320		1,521	21.0	75	- 3	23.4
沖 縄	186		1,417	13.1	44		23.7
計	14,880	- 33	122,804	12.1	3,552	- 80	23.9

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。